

さいたま市大宮区選挙管理委員会告示第10号

令和8年2月8日執行の第51回衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項の規定により行うべきくじ、又は衆議院小選挙区選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき同条第4項の規定により行うくじの日時及び場所は次のとおりである。

令和8年1月27日

さいたま市大宮区選挙管理委員会
委員長 宮澤 則之

- 1 くじの日時 令和8年2月5日（木） 午後5時30分
- 2 くじの場所 さいたま市大宮区役所内

大宮区選挙管理委員会事務局
「告示期間の期限日（令和8年2月8日まで）」